

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約
を定める協議書

神戸市及び芦屋市は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく協議により、次のとおり規約を定める。

- 1 芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約
別紙のとおり

令和 7 年 3 月 2 5 日

神戸市
代表者 神戸市長

芦屋市
代表者 芦屋市長

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 芦屋市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、芦屋市の負担とする。

2 前項の委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市長に送付しなければならない。

(予算への計上)

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。